

成田市業務継続計画 ＜自然災害対策編＞

令和4年3月
成田市

<目 次>

第1章	総則	1
1.1	策定目的	1
1.2	業務継続方針	1
1.3	計画の位置付け	1
1.4	適用範囲	2
1.5	計画の対象期間	3
1.6	計画の発動要件	3
第2章	想定災害及び被害想定	4
2.1	想定する災害	4
2.2	地震被害想定	4
2.3	発災条件	7
2.4	参集職員数の推計	8
第3章	非常時優先業務	9
3.1	非常時優先業務の選定方法	9
3.2	非常時優先業務の選定結果	10
3.3	主な非常時優先業務	11
第4章	業務継続体制	29
4.1	実施体制及び指揮命令系統の確立	29
4.2	設置場所	29
4.3	職務代行	30
4.4	職員の参集体制の確立	30
第5章	必要資源の確保対策	32
5.1	職員	32
5.2	庁舎	36
5.3	執務環境	37
5.4	電力	38
5.5	通信	39
5.6	防災行政無線	39
5.7	情報システム	40
5.8	水・食料等	41
5.9	トイレ	41
5.10	消耗品（用紙等）	42
5.11	車両、その他	43
第6章	業務継続マネジメントの推進	44
6.1	教育・訓練等	44
6.2	点検・是正	44

第1章 総則

1.1 策定目的

地震や風水害等の大規模な自然災害の発生により、庁舎が被災した場合、行政機能の低下が余儀なくされる状況が想定される。そのような状況においても、本市が自らの責務を果たしていくためには、行政機能の継続性確保と業務の継続力向上に向けて適切に対応していくことが喫緊の課題となっている。

自然災害の影響により利用できる資源（ヒト、モノ、情報、ライフライン等）が制約を受ける状況において、災害対応業務及び優先度の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保・配分や、業務開始目標時間を定める等の必要な措置を講じることにより、大規模な自然災害発生時にも適切な業務執行を行うための事前対策として、「成田市業務継続計画＜自然災害対策編＞」（以下、「業務継続計画」という。）を策定する。

1.2 業務継続方針

大規模な自然災害が発生した場合の本市の業務継続方針を次のように定める。

- 大規模な自然災害が発生した場合でも、市民の生命、生活及び財産を災害から守ることを最優先とする。
- 限られた人的・物的資源を適切に配置し、市民生活に不可欠な行政サービスを維持する。

1.3 計画の位置付け

本計画は、成田市地域防災計画の下位計画として位置づけ、整合を図る。また、成田市受援計画＜自然災害対策編＞との整合を図る。

成田市地域防災計画は、市及び防災関係機関による災害対策の総合的かつ基本的な計画であり、これに対して成田市業務継続計画は、大規模自然災害時に市の業務継続を確保するための計画である。

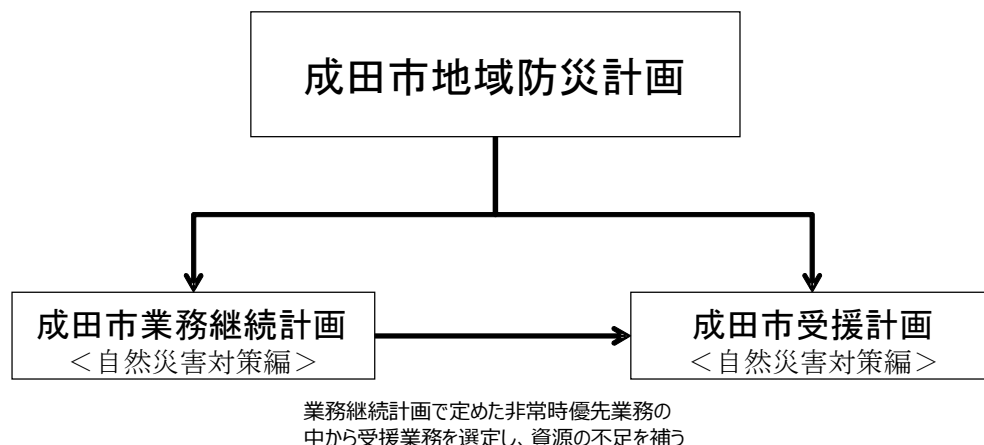


図 1.3.1 計画の位置付け

<参考> 地域防災計画と関連する計画との関係

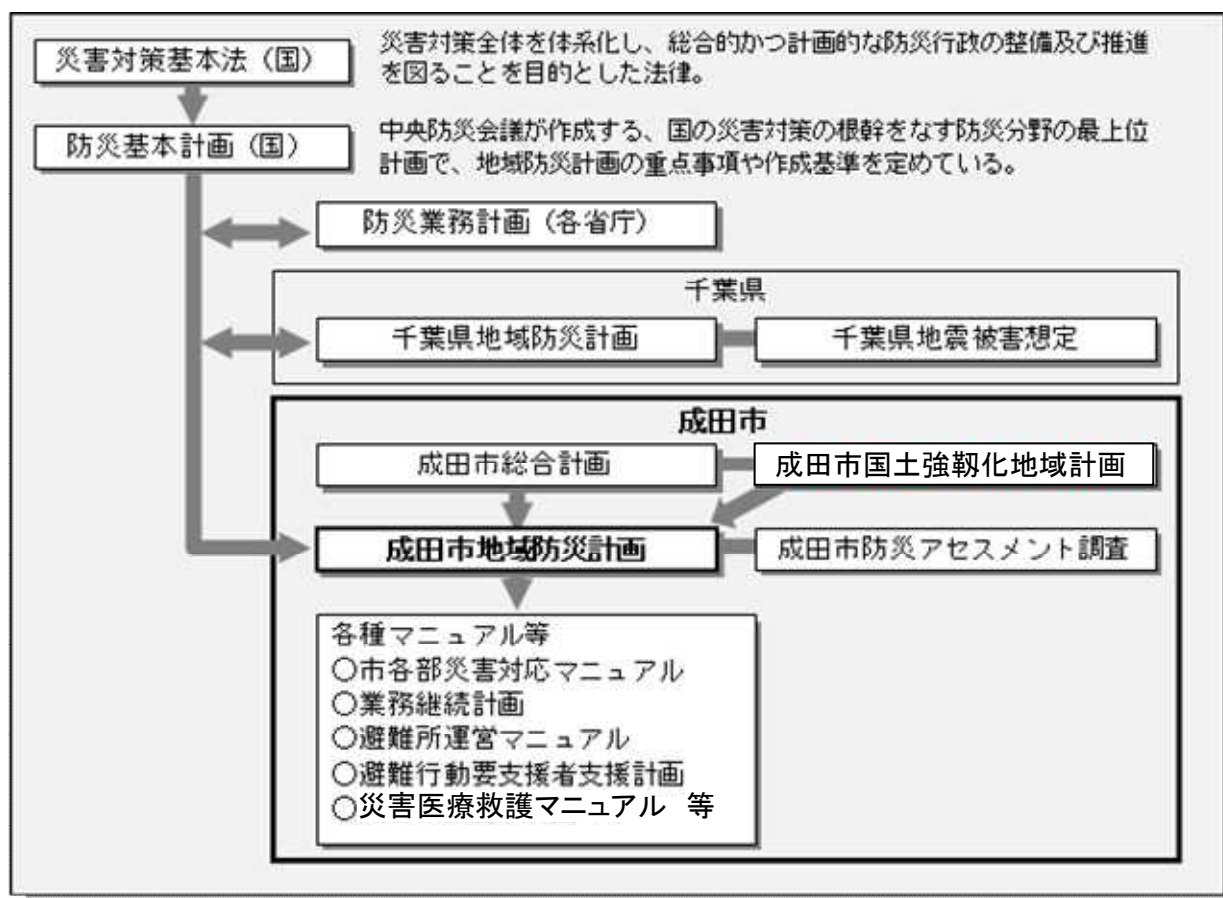


図 1.3.2 計画の位置付け

出典：「成田市地域防災計画 令和2年度修正 共通編（成田市防災会議）」より抜粋

1.4 適用範囲

本計画の適用範囲は次のようにする。

- 成田市行政組織規則に定める本庁機関、出先機関
- 成田市会計管理者補助組織設置規則に定める会計室
- 成田市水道事業管理規程に定める水道部
- 成田市議会事務局処務規程に定める議会事務局
- 成田市監査委員事務局処務規程に定める監査委員事務局
- 成田市農業委員会事務局処務規程に定める農業委員会事務局
- 成田市選挙管理委員会規程に定める選挙管理委員会事務局
- 成田市教育委員会行政組織規則に定める教育委員会事務局
- 成田市消防本部組織に関する規則に定める消防本部
- 成田市消防署の組織に関する規程に定める消防署

1.5 計画の対象期間

本計画の対象期間は、原則、発災後1か月とする。

なお、被害状況等を踏まえ、災害対策本部長（市長）（以下「本部長」という。）の指示があった場合は、1か月以内での終結又は期間の延長を行う。

1.6 計画の発動要件

本計画は、地震・風水害等問わず、成田市地域防災計画に定める非常体制（第1配備以上）をとった場合に発動する。

第2章 想定災害及び被害想定

2.1 想定する災害

本計画に汎用性をもたせるため、原因となる具体的な自然災害の種別は特に指定しない。しかしながら、自然災害における、発生状況や被害規模を想定し、次項以降の優先業務の選定や業務継続計画のための体制を整備する必要があることから、地域防災計画の前提条件である地震被害想定を基礎情報とする。

2.2 地震被害想定

本計画において想定する地震は、地域防災計画と整合を取り「成田空港直下地震」とする。

表 2.2.1 想定地震

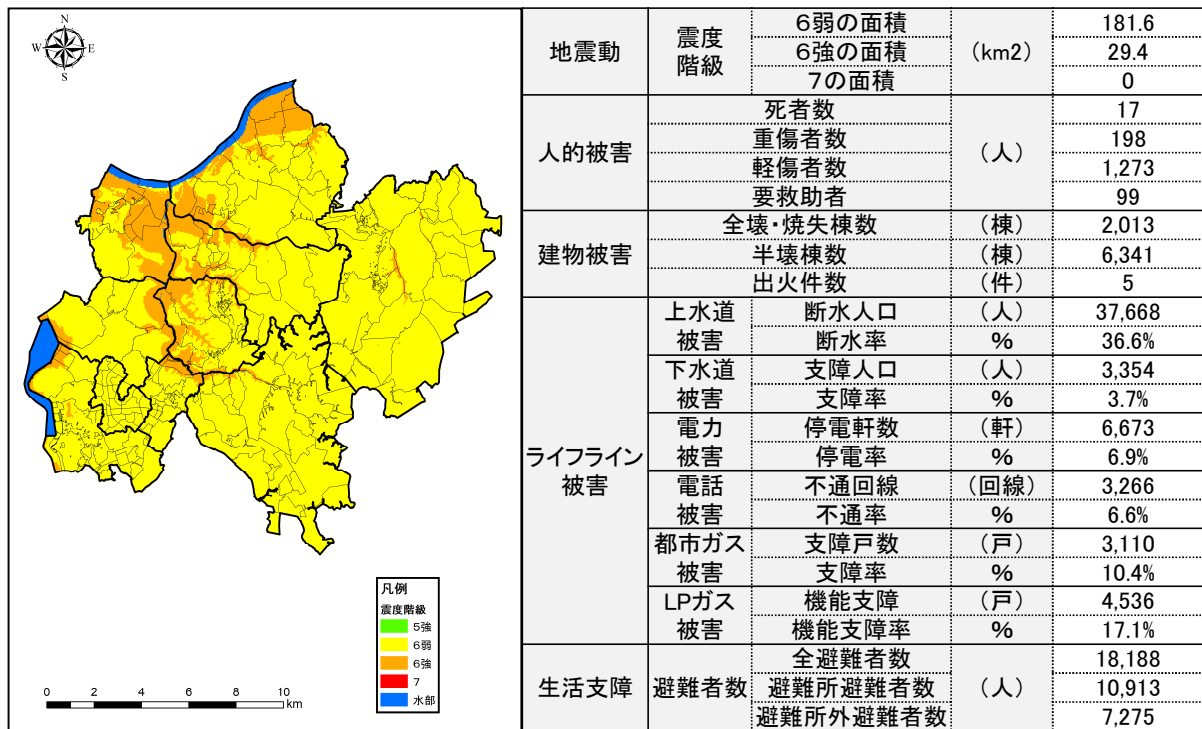
想定地震	タイプ	マグニチュード (Mw)	出典
成田空港直下地震	フィリピン海プレート内	7.3	内閣府首都直下地震モデル検討会（平成 25 年 12 月）で採用された（地震発生場所の推定が難しいことから、都区部及び首都地域の中核都市等の直下に想定する地震）。

首都直下地震対策検討ワーキンググループの最終報告書（平成 25 年 12 月）においては、地震の発生場所の想定が難しく、都区部及び首都地域の中核都市等の直下に想定する地震として「成田空港直下地震」を対象とした被害想定が公表されたことから、本市においても、この「成田空港直下地震」を防災・減災対策の対象とする地震として設定することとした。

出典：「成田市地域防災計画 令和 2 年度修正 共通編（成田市防災会議）」より抜粋

(1) 地震の概要

成田空港直下地震（ $M_w=7.3$ ）の概要及び被害の特徴は次の通りである。



※最も被害が大きいケースの数字を抜粋

図 2.2.1 成田空港直下地震（ $M_w=7.3$ ）の概要

出典：「成田市地域防災計画 令和2年度修正 共通編（成田市防災会議）」より抜粋

(2) 被害の特徴

市内各地域における地理的特性等に基づいた、成田空港直下地震による被害の特徴は以下に示すとおりである。

表 2.2.2 成田空港直下地震による被害の特徴（冬 18 時の場合）

被害項目	特 徴
想定震度	・市域の 1 割強が震度 6 強の揺れとなり、それ以外は震度 6 弱となる。 ・震度 6 強の強い揺れが生じる区域は、利根川及び根木名川、印旛沼沿いに分布しており、地区名では下総、豊住、久住、中郷、八生の各地区が該当する。
液状化危険度	・液状化現象が比較的高い区域は、利根川及び根木名川、印旛沼沿いに分布しており、地区名では下総、豊住、久住、中郷、八生、公津の各地区が該当する。 ・上記の領域の土地利用は主に水田であることから、水田を中心に液状化の被害を受ける可能性がある。
土砂災害危険度	・地震時には、土砂災害危険箇所や住宅造成地等で土砂災害が発生するおそれがある。 ・市には、丘陵地の斜面など崩壊の危険性のある箇所が点在しているが、特に大栄地区と成田地区に多い。 ・成田地区は狭い区域面積に、重なり合うように危険箇所が分布していることから、特に注意が必要である。 ・大栄地区と下総地区の丘陵部では、山腹崩壊のリスクもある。
建物被害	【建物被害量】 ・地震動による市全体の建物被害量は、全壊が 1,979 棟、半壊が 6,254 棟で、全壊、半壊共にほとんどが地震動に起因する。 ・火災による建物の焼失棟数は 2 棟である。 【全壊棟数】 ・地震動による全壊棟数は、大栄地区（427 棟）、成田地区（293 棟）、遠山地区（252 棟）等で多くみられる。 【半壊棟数】 ・地震動による半壊棟数は、大栄地区（1,291 棟）で顕著であり、遠山地区（898 棟）、成田地区（847 棟）、公津地区（783 棟）も比較的多い。 ・特に市の中核部である成田地区は、駅や商業・業務施設、住宅等が集積立地しており、狭あい道路も多いため、被害の拡大や二次災害の発生等が懸念される。 【倒壊棟数】 ・倒壊棟数は市全体で 73 棟あり、大栄地区（15 棟）、成田地区（11 棟）、遠山地区（11 棟）で多くみられる。 【出火件数】 ・出火件数は、市全体で 5 件と少ない。
人的災害	・市全体の死者数等は、死者 16 人、負傷者 1,235 人である。 ・死者数は各地区 1～3 人で、ほとんどが建物倒壊によるものである。 ・負傷の要因も、ほとんどが建物倒壊によるもので、土砂災害及び火災による負傷者は、ほぼ発生しない。 ・負傷者数は、大栄地区（272 人）に多くみられる。
ライフライン施設被害	【電力被害（停電率）】 ・発災直後の市全体の停電率は 6.9% で、3 日後には 0 % となり、停電が解消される。 ・中郷地区（13.6%）、豊住地区（13.1%）で発災直後の停電率が高いものの、共に翌日には 1.0%、3 日後には 0 % となり、停電が解消される。 【通信被害（固定電話不通回線率）】 ・発災直後の市全体の固定電話不通回線率は 6.6% で、大規模な通信支障が発生する可能性は低い。 ・中郷地区、豊住地区で、発災直後及び 1 日後の不通回線率が 10% を上回り、他地区よりも高い。 ・発災直後から 7 日後までの携帯電話不通ランクは、市全域にわたり A ランク（停電率・不通回線率の少なくとも一方が 50% 超。非常につながりにくい状態）であるが、2 週間後からは D ランク（停電率・不通回線率のいずれも 30% 未満）となり、通信障害が改善される。 【都市ガス（支障率）】

被害項目	特 徴
	・発災直後の市全体の都市ガス支障率は 10.4%で、大規模な供給支障が発生する可能性は低い。 ・成田地区のみ、発災直後から2週間後までの支障率が 20%を上回り、他地区に比べて高い。 【上水道被害（断水率）】 ・発災直後の市全体の断水率（給水人口比）は 36.6%で、7日後で 27.0%、1か月後で 6.6%と断水が継続する。 ・発災直後の断水率は、大栄地区（79.6%）と成田地区（66.4%）が特に高く、1か月後の断水率も共に 15%を上回り、断水が継続する。 【下水道被害（支障率）】 ・発災直後の市全体の支障率（処理人口比）は 3.7%で、7日後には 1.2%、1か月後には 0%になり復旧する。 ・久住地区で発災直後の支障率が 5.7%と最も高く、下総地区、大栄地区、八生地区についても約 5%の支障率となっている。
交通施設被害	【道路被害】 ・道路の被害箇所は 107 箇所存在し、大栄地区内での被害が 23 箇所と最も多く、遠山地区（18 箇所）、下総地区（13 箇所）も比較的多い。 ・道路種別では、市道の被害が最も多く、高速・有料道路及び一般国道の被害箇所数は少ない。 【鉄道被害】 ・鉄道施設の被害箇所は 137 箇所存在し、このうち、遠山地区における被害箇所が 40 箇所と最も多い。 ・成田地区（20 箇所）、中郷地区（20 箇所）、下総地区（18 箇所）、八生地区（17 箇所）、公津地区（16 箇所）においても、比較的多くの鉄道被害が発生する。
生活支障	【避難者数】 ・発災直後における市全体の避難者数（避難所避難者数＋避難所外避難者数）は約 18,200 人で、1日後には約 17,700 人、1か月後には約 7,100 人と、時間の経過とともに減少する。 ・発災直後の避難者数では、成田地区が約 5,400 人、ニュータウン地区が約 4,800 人、公津地区が約 3,400 人と、人口の多い3地区の避難者数が顕著である。 ・避難所避難者数に対する指定避難所の充足率は、成田地区と公津地区で不足する。 【帰宅困難者数】 ・市内滞留者は約 88,000 人、そのうち帰宅困難者は約 52,000 人となる。 ・特に市には、成田国際空港が立地しているため、多くの帰宅困難者等の発生が懸念される。 【物資の供給】 ・食糧不足量は、市全体で1～3日目の合計が約 25,900 食、4～7日目の合計が約 121,200 食と想定されている。 ・飲料水不足量は、市の備蓄量及び家庭内備蓄量、給水車による応急給水により、1～3日目の需要量は確保されているが、4～7日目は市全体で約 1,200 リットル不足する。

出典：「成田市地域防災計画 令和2年度修正 共通編（成田市防災会議）」より抜粋

2.3 発災条件

本計画における地震の発生時刻及び風速の条件は、人的被害及び建物被害の想定等においては、被害が最も大きくなるケースとする。

参集職員数の推計における地震の発災時刻は、職員の確保がより困難と想定される「冬の朝5時発災」とする。

2.4 参集職員数の推計

就業時間外の発災を想定し、居住地から配備体制により指定された参集場所への参集について、時系列で参集職員数を推計した。

表 2.4.1 参集職員数の推計

災害対策本部各部	配備体制人数 (うち避難所 担当職員数)	参集職員数 (発災後、時間経過ごとの累計、避難所担当職員 306 名を除く)						
		3 時間 以内	12 時間 以内	24 時間 以内	72 時間 以内	7 日 以内	14 日 以内	30 日 以内
対策本部事務局	27	11※1 16※2	19.5	21.6	22.3	23.2	26.7	26.7
総務部	49 (23)	8.8	12.3	12.3	14.2	25.4	25.4	25.4
企画政策部	46 (16)	5.3	10.9	13.7	15.8	29.3	29.3	29.3
財政部	81 (41)	15.1	22.8	23.5	27	39.1	39.1	39.1
空港部	14 (6)	1.8	3.2	3.2	3.8	7.8	7.8	7.8
シティプロモーション部	44 (15)	8.8	13.7	15.1	17.4	28.4	28.4	28.4
市民生活部	122 (51)	17.2	41.7	43.1	49.4	69.5	69.5	69.5
環境部	48 (22)	8.8	15.1	15.8	18.2	25.4	25.4	25.4
福祉部	100 (22)	18.6	34.7	38.9	44.6	76.4	76.4	76.4
健康子ども部	282 (35)	68.3	151.6	157.2	179.8	242	242	242
経済部	47 (18)	11.6	15.8	16.5	19	28.4	28.4	28.4
土木部	66	20.7	33.3	38.9	44.6	64.6	64.6	64.6
都市部	29 (13)	2.5	8.1	8.1	9.4	15.6	15.6	15.6
水道部	18	3.2	10.2	10.2	11.8	17.6	17.6	17.6
教育部	128 (34)	23.5	47.3	52.9	60.6	92.1	92.1	92.1
消防本部	244	44.5	123.6	135.5	155	239.1	239.1	239.1
協力部	31 (10)	5.3	13	13.7	15.8	20.5	20.5	20.5
計	1,376 (306)	283.5	578.9	620.9	709.6	1048.6	1048.6	1048.6
配備体制 1,070 人に占める割合		26.5%	54.1%	58.0%	66.3%	98.0%	98.0%	98.0%

※1：危機管理課長、危機管理専門官、危機管理課職員の人数

※2：連絡員のうち、市各部統括の人数

【前提条件】

参集速度：時速 2km

徒歩参集の上限：居住地から参集場所への直線距離 20km 以内

歩行距離：居住地から参集場所への直線距離の 1.41 倍

参集困難者の割合：参集対象者の 30%（～24h）、20%（24～72h）、2%（72h～）

公共交通機関の復旧：発災 3 日目まで（発災 72 時間後まで）は停止し、発災 4 日目（発災 72 時間後以降）から徐々に運行再開する。

第3章 非常時優先業務

3.1 非常時優先業務の選定方法

発災後1か月以内に優先して開始すべき市の業務を「非常時優先業務」として選定し、業務開始目標時間をそれぞれ定める。

非常時優先業務のうち、「災害対応業務」（災害応急対策業務及び優先度の高い災害復旧・復興業務）は、地域防災計画から抽出する。

非常時優先業務のうち、「優先度の高い通常業務」は、市の通常業務について、市民の生命・財産等への影響や法令等の規定を踏まえつつ、絞り込みを行った。

非常時優先業務は、それぞれ業務開始目標時間を定める。業務開始の区表時間の区分は、発災から3時間以内、12時間以内、24時間以内、72時間以内、7日以内、14日以内、30日以内の7区分とした。

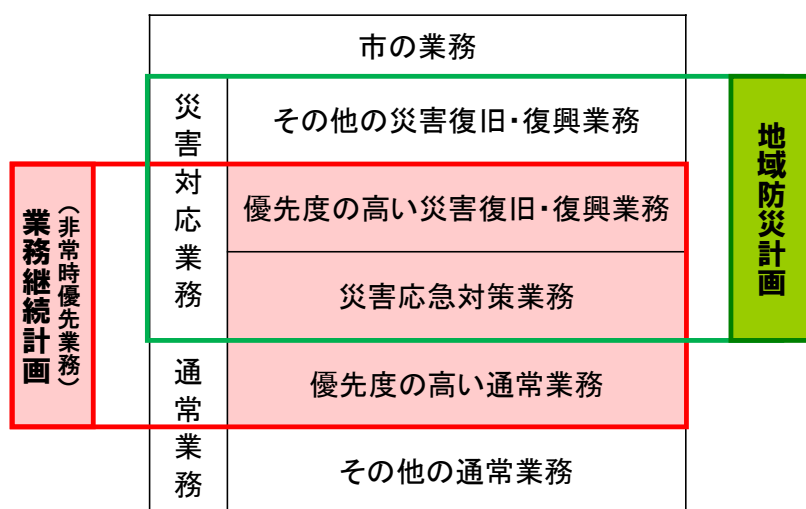


図 3.1.1 非常時優先業務の選定

3.2 非常時優先業務の選定結果

災害対策本部各部の非常時優先業務数を下表に示す。

災害対応業務は 270 業務、優先度の高い通常業務は 180 業務となり、あわせて 450 業務となった。

各部の主な非常時優先業務は、次頁以降を参照。

表 3.2.1 非常時優先業務数

災害対策本部各部名	非常時優先業務数		
	災害対応業務	優先度の高い通常業務	合計
01 対策本部事務局	16	-	16
02 総務部	16	5	22
03 企画政策部	17	6	23
04 財政部	13	23	36
05 空港部	9	1	10
06 シティプロモーション部	11	3	14
07 市民生活部	20	25	45
08 環境部	22	22	44
09 福祉部	19	22	41
10 健康こども部	18	5	23
11 経済部	22	7	29
12 土木部	23	14	37
13 都市部	14	1	15
14 水道部	14	5	19
15 教育部	14	4	18
16 消防本部	13	34	47
17 協力部	9	3	12
合計	270	180	450

3.3 主な非常時優先業務

災害対策本部各部の主な非常時優先業務を整理する。

(1) 災害対策本部事務局

業務開始 目標時間	主な非常時優先業務		
	災害対応業務	優先度の高い通常業務	
	業務名	業務名	所管課等
発災から 3 時間 以内	○通信の確保 ○災害対策本部の設置、運営 及び閉鎖 ○本部会議の庶務 ○国及び県、自衛隊への応援 要請、連絡調整 ○警察署、消防署、消防団等 への応援要請、連絡調整 ○県内市町村への応援要請、 連絡調整 ○各災対部への情報伝達 ○気象情報等関連情報の収 受及び伝達		
3～12 時間以内	○ライフライン等防災関係 機関への応援要請、連絡調 整		
12～24 時間 以内			
24～72 時間 以内			
72 時間～7 日間 以内			
7～14 日間以内			
14～30 日間 以内			

(2) 総務部

業務開始 目標時間	主な非常時優先業務		
	災害対応業務	優先度の高い通常業務	
	業務名	業務名	所管課等
発災から 3 時間 以内	○災害対策本部の設置 ○庁内各部事務局（統括課） との調整 ○本部指令の伝達 ○被害情報の収集、一元管理 及び全庁での共有化	○本庁舎の維持管理等	管財課
3～12 時間以内	○市有車両、借り上げ車両の 確保、配車計画の立案 ○災害状況の記録・写真撮 影・整理 ○対策本部事務局の運営支 援		
12～24 時間 以内	○燃料販売業者からの燃料 の調達	○ネットワークを活用し たシステムの安定稼働	行政管理課
24～72 時間 以内	○市有施設の利用調整(仮設 用地、仮置場等)	○文書の収受，発送，管 理，整理及び保存	総務課 総務課
72 時間～7 日間 以内			
7～14 日間以内		○工事・委託・物品等に 係る入札及び契約事務 ○工事等の検査実施	契約検査課 契約検査課
14～30 日間 以内			

(3) 企画政策部

業務開始 目標時間	主な非常時優先業務		
	災害対応業務	優先度の高い通常業務	
	業務名	業務名	所管課等
発災から 3 時間 以内	○災害対策本部の設置 ○本部長及び副本部長の秘書業務 ○広報内容の統括 ○報道機関の対応 ○職員の安否の総括及び登庁状況及びサービス ○他自治体等の応援職員の受入 ○防災関係機関等の応援部隊の支援（受入、調整、必要物品の供給等）		
3～12 時間以内	○救援物資の要請		
12～24 時間 以内	○災害対策従事者の食糧の必要量の把握（経済部への報告）		
24～72 時間 以内		○広域行政の連絡推進	企画政策課
72 時間～7 日間 以内		○職員の健康管理に関すること ○広報資料の収集	人事課 広報課
7～14 日間以内	○復興対策の総合調整 ○復興方針及び復興計画の策定	○職員の給料，諸手当及び旅費等に関すること	人事課
14～30 日間 以内	○災害視察者及び見舞者の対応	○職員の任免，服務，賞罰等	人事課

(4) 財政部

業務開始 目標時間	主な非常時優先業務		
	災害対応業務	優先度の高い通常業務	
	業務名	業務名	所管課等
発災から 3 時間 以内	○災害対策本部の設置 ○被災地域の概況調査のため の調査班の編成等 ○情報収集及び避難広報		
3～12 時間以内			
12～24 時間 以内			
24～72 時間 以内	○災害対策予算の調整及び 編成 ○被災者再建支援金の支給 手続きの実施（県から支給 事務の一部を委託された 場合）※福祉部の補助 ○被害家屋認定調査 ○罹災証明発行体制の準備		
72 時間～7 日間 以内	○復興に向けての財政措置	○予算の編成、決算、執行 管理 ○固定資産税に係る総合的 な調整（公図・地番図等）	財政課 資産税課
7～14 日間以内	○罹災証明の発行		
14～30 日間 以内	○被災者に対する市税の減 免	○地方交付税に関すること ○市債に関すること ○一時借入金及び元利償還 金に関すること。 ○財政調整基金その他の基 金に関すること。	財政課

(5) 空港部

業務開始 目標時間	主な非常時優先業務		
	災害対応業務	優先度の高い通常業務	
	業務名	業務名	所管課等
発災から 3 時間 以内	○災害対策本部の設置	○空港関係公的機関等 との連絡調整	○空港地域 振興課
3～12 時間以内			
12～24 時間 以内	○帰宅困難者・滞留者への情報 提供の補助 ○市内の応急給水の補助 ○広域一時滞在（情報連絡）		
24～72 時間 以内			
72 時間～7 日間 以内			
7～14 日間以内			
14～30 日間 以内			

(6) シティプロモーション部

業務開始 目標時間	主な非常時優先業務		
	災害対応業務	優先度の高い通常業務	
	業務名	業務名	所管課等
発災から 3 時間 以内	○災害対策本部の設置 ○帰宅困難者・滞留者への一斉 帰宅抑制の呼びかけ ○帰宅困難者・滞留者の把握及 び情報提供 ○外国人の安否確認、避難指示 ○避難所（運動施設等）の開設 及び施設への誘導		
3～12 時間以内	○一時滞在施設の開設及び施設 への誘導		
12～24 時間 以内			
24～72 時間 以内			
72 時間～7 日間 以内			
7～14 日間以内			
14～30 日間 以内			

(7) 市民生活部

業務開始 目標時間	主な非常時優先業務		
	災害対応業務	優先度の高い通常業務	
	業務名	業務名	所管課等
発災から 3 時間 以内	○災害対策本部の設置 ○被災者に関する支援情報の提供等		
3～12 時間以内	○市民からの安否確認などの受付整理 ○災害相談窓口の設置 ○警察への協力及び自治会等への警備の協力要請 ○要配慮者（外国人等）への支援 ○交通機関（鉄道・バス）との連絡調整 ○交通規制及び道路情報の収集 ○緊急輸送道路の確保 ○行方不明者の搜索依頼・届出等の受付 ○埋火葬許可証の発行	○八富成田斎場等との火葬業務の連絡確認	市民課
12～24 時間 以内	○被災者台帳の作成 ○県へ被災者支援に関する情報提供等の要請		
24～72 時間 以内			
72 時間～7 日間 以内		○戸籍の整備及び管理に関すること ○各種謄抄本及び証明書に関すること ○住民基本台帳、戸籍及び印鑑登録の届出及び受付、管理 ○特別永住者等に関すること ○介護保険に関すること ○国民健康保険に関すること ○後期高齢者医療に関すること	市民課 市民課 市民課 市民課 支所 保 険 年 金 課、支所 保 険 年 金 課、支所
7～14 日間以内		○大栄診療所の運営管理等	保険年金課
14～30 日間 以内		○市税に関すること	支所

(8) 環境部

業務開始 目標時間	主な非常時優先業務		
	災害対応業務	優先度の高い通常業務	
	業務名	業務名	所管課等
発災から 3 時間 以内	○災害対策本部の設置 ○トイレ対策（仮設トイレの配置計画を含む） ○し尿の収集・処理（仮設トイレ等のし尿収集運搬体制の確保） ○飲料水（自家用井戸）の安全管理 ○環境汚染の防止対策	○浄化センターに関すること	環境衛生課
3～12 時間以内		○八富成田斎場の管理運営	環境衛生課
12～24 時間 以内	○遺体安置所の設置 ○遺体の安置所への輸送手配、協定締結業者より必要な資材の調達 ○廃棄物の発生量の推計、処理体制の確立 ○避難所の衛生管理	○し尿の収集運搬に関すること ○いずみ聖地公園の管理運営	環境衛生課 環境衛生課
24～72 時間 以内	○遺体の検案 ○一般廃棄物の処理（一般ごみの収集再開） ○震災廃棄物（ガレキ）の処理 ○防疫用薬剤・消毒機器の調達、消毒の実施 ○ペット動物の愛護・環境衛生の維持	○一般廃棄物の処理、焼却 ○成田市リサイクルプラザの維持管理 ○成田富里いずみ清掃工場の維持管理	クリーン推進課 クリーン推進課 クリーン推進課
72 時間～7 日間 以内	○引き取り手のない遺体等の火葬、遺骨の保管	○一般廃棄物の排出指導 ○犬、猫等の死体の収容に関すること ○一般廃棄物処理施設の建設及び計画	クリーン推進課 クリーン推進課 環境計画課
7～14 日間以内		○犬の登録及び狂犬病の予防	環境衛生課
14～30 日間 以内			

(9) 福祉部

業務開始 目標時間	主な非常時優先業務		
	災害対応業務	優先度の高い通常業務	
	業務名	業務名	所管課等
発災から 3 時間 以内	○災害対策本部の設置 ○要援護者の救援及び避難誘導 ○災害救助法事務関係事務の総括	○避難行動要支援の支援 ○障がい福祉施設の安全確認	社会福祉課 障がい者福祉課
3～12 時間以内	○福祉団体等との連絡調整 ○高齢者福祉団体との連絡調整		
12～24 時間 以内		○社会福祉協議会との連絡調整 ○民生委員児童委員・主任児童委員に係る庶務、連絡調整等 ○在宅の高齢者に対する給付事業	社会福祉課 社会福祉課 高齢者福祉課
24～72 時間 以内	○被災者の生活支援に関する連絡調整等 ○被災高齢者の生活支援 ○福祉避難所の開設及び運営支援 ○福祉避難所における食料の必要量の把握(経済部への報告) ○市社会福祉協議会と協力した災害ボランティアセンターの設置、運営支援 ○災害弔慰金の支給等 ○被災者生活再建支援金の支給手続きの実施(県からの支援金支給に関する事務の一部を委託された場合)	○日本赤十字社千葉県支部との連絡調整、日赤奉仕団の活動支援 ○生活保護法に基づく援護措置 ○障害者支援法、児童福祉法に基づく福祉サービス、支援	社会福祉課 社会福祉課 障がい者福祉課
72 時間～7 日間 以内		○災害弔慰金等の請求事務、災害貸付等の受付 ○住民異動、生活保護等による資格の取得、喪失手続き	社会福祉課 介護保険課

業務開始 目標時間	主な非常時優先業務		
	災害対応業務	優先度の高い通常業務	
	業務名	業務名	所管課等
		○介護保険の給付 ○認定申請の受付、調査、認定	介護保険課 介護保険課
7～14 日間以内			
14～30 日間 以内		○各種福祉手当の支給、 申請の受付	障がい者福祉課

(10) 健康こども部

業務開始 目標時間	主な非常時優先業務		
	災害対応業務	優先度の高い通常業務	
	業務名	業務名	所管課等
発災から 3 時間 以内	○災害対策本部の設置 ○保健福祉館に医療救護本部を設置 ○医療機関等との連絡調整、関係機関への連携、情報収集等 ○救護所の設置及び管理	○急病診療所に関する こと	健康増進課
3～12 時間以内	○医療救護に関する応援の要請（印旛市郡医師会及び印旛郡市歯科医師会、県） ○被災者の健康管理（感染予防、心のケア及びエコノミークラス症候群対策等） ○県が設置する災害医療本部及び合同救護本部との連携 ○各保育施設等を通じた園児、児童、職員の安否確認及び保護者の所在、安否情報の把握 ○保育園、児童ホームの被害状況の確認 ○福祉避難所における食料の必要量の把握（経済部への報告） ○医療器材、薬品等の備蓄及び調達		
12～24 時間 以内	○企画政策部と連携した広報の実施 ○検病調査、健康診断への協力		
24～72 時間 以内	○応急保育の実施	○母子健康手帳の発行 ○感染症予防等（成人、母子）	健康増進課 健康増進課
72 時間～7 日間 以内			
7～14 日間以内			
14～30 日間 以内			

(11) 経済部

業務開始 目標時間	主な非常時優先業務		
	災害対応業務	優先度の高い通常業務	
	業務名	業務名	所管課等
発災から 3 時間 以内	○災害対策本部の設置	○市場施設の維持管理 (パトロール、危険度 判定及び対策等)	卸売市場
3～12 時間以内	○災害対策に係る物資の調達 ○備蓄物資及び調達物資の管理 及び輸送 ○食料・生活必需品の必要量の 把握及び確保 ○救援物資集配拠点の開設及び 救援物資の集積・保管、配分 ○救援物資の仕分け、避難所等 への供給	○農業集落排水処理施 設の整備及び維持管 理	農政課
12～24 時間 以内	○県及び他市町村からの食糧の 調達 ○農林水産関連の被害調査、応 急対策		
24～72 時間 以内	○大規模小売店舗等との連絡調 整 ○商工業の被害調査、応急対策 ○企業・団体からの義援品の受 付け、集積・保管、管理		
72 時間～7 日間 以内		○市場の適正取引の監 視等 ○市場関係者の指導及 び監視 ○場内整理及び環境衛 生に関すること	卸売市場 卸売市場 卸売市場
7～14 日間以内	○農林水産関連の復旧対策 ○商工業者の復旧支援 ○中小企業者、農林者への融資 資金制度の広報、周知		
14～30 日間 以内	○公共職業安定所と連携した相 談窓口の開設、巡回職員相談 等の県への要請 ○災害による離職者の把握、県 への要請（臨時職業相談窓口 の開設、巡回職員相談等）		

(12) 土木部

業務開始 目標時間	主な非常時優先業務		
	災害対応業務	優先度の高い通常業務	
	業務名	業務名	所管課等
発災から 3 時間 以内	○災害対策本部の設置 ○避難所の応急危険度判定 ○下水道応急復旧方針の決定		
3～12 時間以内	○主要道路上の障害物の除去 ○河川関係の障害物の除去 ○道路・橋梁・河川の応急復旧 方針の決定 ○土砂災害の警戒、応急・復旧 対策 ○水防活動、救出活動の協力 ○がけ崩れ等の点検、応急対策 及び復旧 ○市役所内に応急危険度判定実 施本部の設置、運営		
12～24 時間 以内	○液状化による被害の復旧 ○仮設住宅等の確保・管理に関 すること（建設用地に係る調 整、公営住宅の空き家の確保、 被災者へ転貸のための借上 げ、市営住宅等の公営住宅の 空き家の活用）	○下水道施設の建設、維持 に関すること ○都市排水に関すること	下水道課 下水道課
24～72 時間 以内	○建物の被害調査	○道路及び橋りょう等の 維持補修に関すること ○排水及び側溝整備に関 すること ○道路の災害に関すること	道路管理 課 道路管理 課 道路管理 課
72 時間～7 日間 以内	○被害家屋認定調査の補助	○急傾斜地崩壊対策事業 に関すること ○崖地整備事業に関する こと ○建築基準法に基づく申 請書及び届出書等の受 付、審査及び検査。	土木課 土木課 建築住宅 課
7～14 日間以内	○住宅に係る障害物の除去 ○被災住宅の応急修理		
14～30 日間 以内	○民間賃貸住宅の借り上げ		

(13) 都市部

業務開始 目標時間	主な非常時優先業務		
	災害対応業務	優先度の高い通常業務	
	業務名	業務名	所管課等
発災から 3 時間 以内	○災害対策本部の設置 ○自衛隊の救援活動の要請計画 の作成、必要な資機材の準備 ○公園の点検、被害調査、応急・ 復旧対策		
3～12 時間以内	○臨時ヘリポートの設置・管理 ○自衛隊の活動拠点、ヘリポー ト及び宿泊等の必要な設備の 使用調整、部隊への報告		
12～24 時間 以内	○帰宅困難者・滞留者への情報 提供の補助		
24～72 時間 以内	○被災宅地危険度判定実施本部 の設置		
72 時間～7 日間 以内	○被災宅地危険度判定実施本部 の運営	○公園、緑地及び市民の 森の整備及び管理業 務	公園緑地課
7～14 日間以内	○復興都市計画の策定		
14～30 日間 以内		○スポーツ施設の整備 業務の補助	公園緑地課

(14) 水道部

業務開始 目標時間	主な非常時優先業務		
	災害対応業務	優先度の高い通常業務	
	業務名	業務名	所管課等
発災から 3 時間 以内	○災害対策本部の設置 ○補給給水源の確保		
3～12 時間以内	○必要となる応急給水資機材等の調達 ○応急給水の実施 ○水道事業体の相互応援（千葉県への応援要請） ○他水道事業体との連絡調整	○漏水及び赤水に関する こと ○取水場及び配水場の 機能維持、改修及び運 転管理 ○水質の管理 ○簡易水道の機能維持、 修繕及び運転管理	工務課 工務課 工務課 工務課
12～24 時間 以内	○被災地住民に対する給水に 関する広報活動の実施 ○水道施設の被害調査、応急・ 復旧対策		
24～72 時間 以内	○消防本部、自衛隊等への協力 要請（水槽積載車が不足する 場合）		
72 時間～7 日間 以内			
7～14 日間以内			
14～30 日間 以内			

(15) 教育部

業務開始 目標時間	主な非常時優先業務		
	災害対応業務	優先度の高い通常業務	
	業務名	業務名	所管課等
発災から 3 時間 以内	○災害対策本部の設置 ○避難所（学校体育館、公民館等）の開設・運営支援	○教育長及び教育委員会委員に関すること	教育総務課
3～12 時間以内	○避難所における食料の必要量の把握（経済部への報告）		
12～24 時間 以内	○学校施設の被害調査、応急・復旧対策		
24～72 時間 以内			
72 時間～7 日間 以内	○被災児童生徒の調査に関する各学校との連絡調整 ○教科書、学用品の調達、配布 ○社会教育施設の被害調査、応急・復旧対策（生涯学習課）	○各学校の校務用 P C やネットワークの障害対応 ○学校施設（用地含む）の保守管理、点検、修繕等の実施 ○学校施設の新增築・改修工事等の実施	教育指導課 学校施設課 学校施設課
7～14 日間以内	○応急教育 ○文化財等の被害調査、応急対策		
14～30 日間 以内			

(16) 消防本部

業務開始 目標時間	主な非常時優先業務		
	災害対応業務	優先度の高い通常業務	
	業務名	業務名	所管課等
発災から 3 時間 以内	○災害対策本部の設置 ○消防・救急・救助の活動 ○水火災活動 ○消防団の動員・活動調整 ○高圧ガス等の保管施設の応急措置の実施 ○石油類等危険物保管施設の応急措置 ○危険物等輸送車両の応急対策	○災害現場での指揮及び安全管理 ○災害時の関係機関との連絡 ○災害通報の受付及び出動指令	消防本部 消防本部 消防本部
3～12 時間以内			
12～24 時間 以内			
24～72 時間 以内			
72 時間～7 日間 以内	○火災原因調査に基づく火災証明の発行		
7～14 日間以内			
14～30 日間 以内			

(17) 協力部

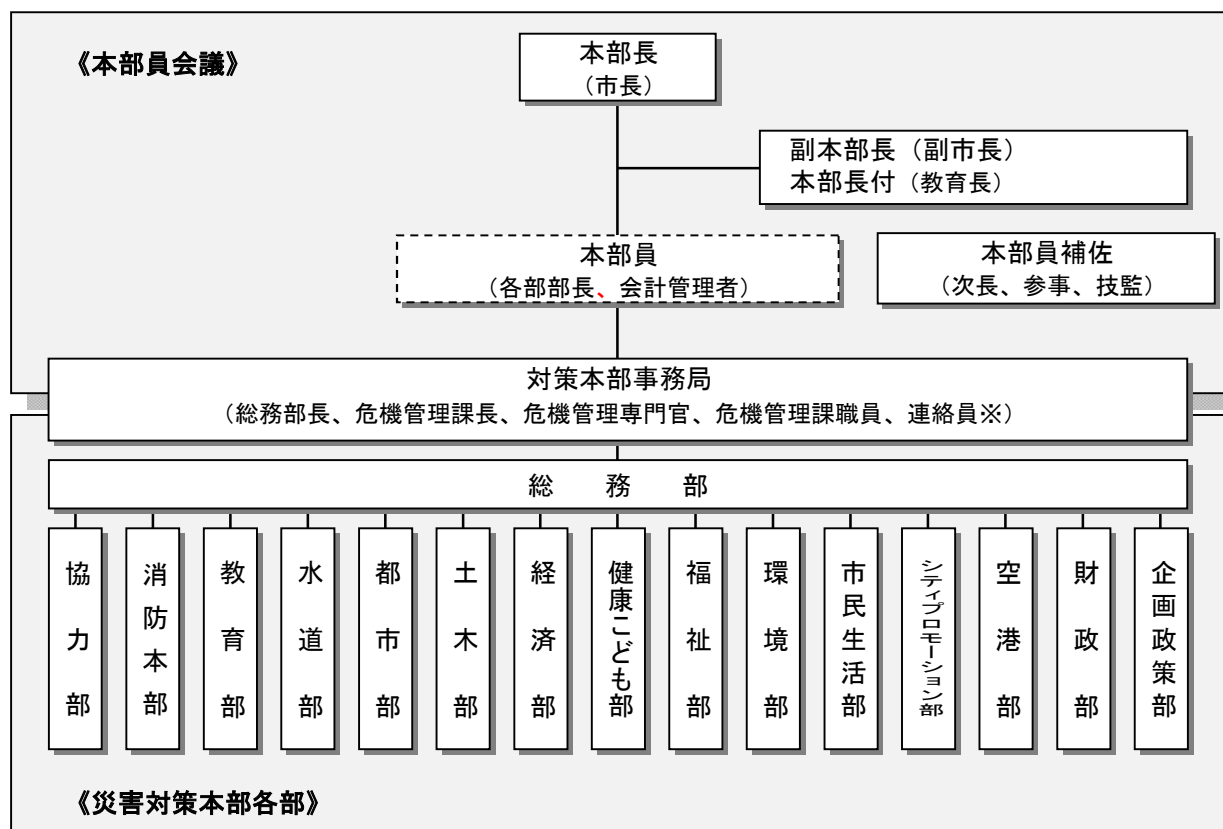
業務開始 目標時間	主な非常時優先業務		
	災害対応業務	優先度の高い通常業務	
	業務名	業務名	所管課等
発災から 3 時間 以内	○災害対策本部の設置		
3～12 時間以内	○市議会、関係機関との連絡調整 ○議員の安否確認、議員からの 要望等の集約と執行部との連 絡調整		
12～24 時間 以内			
24～72 時間 以内			
72 時間～7 日間 以内		○窓口での現金出納及 び保管 ○支出負担行為の確認 及び支出命令の審査	会計室 会計室
7～14 日間以内			
14～30 日間 以内			

第4章 業務継続体制

4.1 実施体制及び指揮命令系統の確立

市長は、本市域で自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、非常体制をとり災害対策基本法第 23 条第 1 項の規定及び成田市災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置するとともに本部会議及び各部を統括し、災害対策本部の運営にあたる。

図 4.1.1 災害対策本部の組織編制



出典：「成田市地域防災計画 令和 2 年度修正 災害応急対策編（成田市防災会議）」より抜粋

4.2 設置場所

災害対策本部を設置する場所は、原則市庁舎 3 階庁議室とする。ただし、必要に応じて、市庁舎 6 階大会議室への設置を検討する。

また、市庁舎が被災等の理由により使用できない場合を想定し、災害対策本部の代替場所を次の通り指定する。

表 4.2.1 災害対策本部の代替場所

順位	施設名	備考
第 1 順位	加良部公民館	
第 2 順位	玉造公民館、遠山公民館	

4.3 職務代行

大規模災害時にも災害対策本部の指揮命令系統が維持できるように、また、本部長が不在又は連絡がとれない場合にも必要な意思決定がなされるように、本部長の職務の代行や継承についての順位を予め定める。

表 4.3.1 本部長の職務代行

本部長	職務代行の順位		備考
	第 1 順位	第 2 順位	
市長	副市長	総務部長	以降は機構順に企画政策部長及び各部長

4.4 職員の参集体制の確立

(1) 配備基準

市域で災害が発生又は発生する恐れのある場合、市職員は以下の基準により配備体制をとる。

表 4.4.1 市職員の配備基準

配備種別		配備基準	災害対策本部の設置
警戒体制	警戒配備	○ 市内の震度が「5 弱」を記録したとき（自動配備） ○ 大雨注意報が発表され、今後警報に切り替わる可能性が高いと示唆されたときで、市長が必要と認めた場合 ○ 市域に以下の警報が 1 以上発表されたとき（自動配備） ・大雨警報 ・暴風警報 ・洪水警報 ・大雪警報 ・暴風雪警報 ○ 市が台風の暴風域に入ることが見込まれるときで、市長が必要と認めた場合 ○ 記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報が発表されたとき（自動配備） ○ その他災害の発生が予想され、市長が必要と認めたとき	災害対策本部を設置せずに、総務部長指揮の下、平常時での体制で活動に当たる。
非常体制	第 1 配備	○ 市内の震度が「5 強」を記録したとき（自動配備） ○ 市域に特別警報（大雨、暴風）が発表され、本部長が必要と認めたとき ○ 市域に局地的災害が予想されるとき ○ 災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたとき	災害対策本部を設置し、本部長指揮の下、配備基準に応じた配備体制で活動に当たる。
	第 2 配備	○ 市内の震度が「6 弱」を記録したとき（自動配備） ○ 市域の複数地区で災害の発生が予想されるとき ○ 市域で局所的災害が発生したとき ○ 災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたとき	
	第 3 配備	○ 市内の震度が「6 強」以上を記録したとき（自動配備） ○ 市内全域に大規模な災害が発生したとき ○ 市域全域に災害が拡大し、第 2 配備体制では対処できないとき ○ 災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたとき	

出典：「成田市地域防災計画 令和 2 年度修正 災害応急対策編（成田市防災会議）」より抜粋

(2) 非常体制の活動概要

非常体制の配備種別、活動内容、指揮者及び配備を要する部署は、以下のとおりである。

表 4.4.2 非常体制の活動概要

配備種別	活動内容	指揮者	動員対象職員
第1配備	被害の発生又は発生が予想される災害に対応するため、情報収集・避難広報、救急救助、医療救護、輸送、道路規制・啓開、崖地点検、下水道対応、避難所の運営等の応急対策活動に即応できる職員を配備して活動する。	本部長	「災害対策本部動員表」による。
第2配備	第1配備を強化して対処する体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長が定める。	本部長	「災害対策本部動員表」による。
第3配備	市の組織及び機能のすべてをあげて対処する配備とし、その所要人員は全職員とする。	本部長	全職員とする。

出典：「成田市地域防災計画 令和2年度修正 災害応急対策編（成田市防災会議）」より抜粋

第5章 必要資源の確保対策

自然災害時に非常時優先業務の継続あるいは早期再開を実現するため、業務継続に必要な資源、執務環境等について整理する。

5.1 職員

	概要
現状	【市職員の配備】 ・地域防災計画において、震度等の状況に応じた配備基準及び配備体制を定めている。 【安否確認システムの導入】 ・震度5強以上で、登録した職員の携帯に安否確認メールが配信される安否確認システムを導入している。 【職員参集予測の実施】 ・本計画において、職員参集予測を実施している（「2.3 参集職員数の推計」参照）。また、職員の参集人数と非常時優先業務に必要な人数の集計結果を以降の＜参考＞に示す。 【被災した職員の取扱い】 「成田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「同規則」に、災害により被災した場合等の特別休暇について定めている。 【災害応援協定の締結】 ・国、県及び市町村関連の協定を始め、民間事業者等と災害応援協定を締結している。 【受援計画の策定】 ・業務継続計画と共に、外部の応援を受入れるための「受援計画」を策定している。
課題	・非常時優先業務に必要な人数、職員を考慮して、職員等の配置を検討する必要がある。 ・組織改正、人事異動等に伴い、職員の配備体制を更新するとともに、職員に周知する必要がある。 ・勤務時間外に発災した場合は、職員の参集に一定の時間を要する。また、実際の参集者数は、被災状況によって左右される。 ・発災から、長時間、過重労働による疲労の蓄積を避けるため、職員の交替勤務体制（避難所担当職員含む）を検討する必要がある。 ・庁内の応援体制を構築する必要がある。また、策定した受援計画等に基づく受援体制をより実効性のあるものにする必要がある。

対策の方向性	【配備体制の見直し】 ・非常時優先業務に必要な人数、職員を考慮して避難所配備職員等の人選等を見直す。 【訓練・研修の実施】 ・引き続き、継続的に訓練を行う。(安否確認、安否集計、職員参集等) ・災害対策本部訓練及び部ごとの訓練を行う。 ・市職員の配備体制の周知徹底、防災意識啓発のための講習会、訓練等を実施する。 【職員の服務等の明確化】 ・職員の交替体制を構築（職員の状況把握、交替要員の調整の役割分担等）するとともに、休憩場所、仮眠室の確保を検討する。また、定期的な健康管理・メンタルヘルス等について充実を図る。 【災害時応援協定の締結、適切な部署への移管】 ・引き続き、大規模災害に備えて様々な関係先と災害応援協定を締結するとともに、協定の所管を災害対策本部各部の事務分掌等に沿った適切な部署（災害時に応援要請等を行う部署）に移管する。 【応援・受援体制の構築】 ・庁内応援ルールを策定する。 ・受援計画に基づく訓練等を実施する。
---	--

<参考>

職員の参集人数と非常時優先業務に必要な人数は以下の通りとなる。

(職員の参集人数は、「2.4 参集職員数の推計」参照)

表 5.1.1 職員の参集人員と非常時優先業務に必要な人数

災害対策本部各部	発災後 時間経過ごとの累計						
	発災～3 時間以内	3～12 時間以内	12～24 時間以内	24～72 時間以内	72～7 日 以内	7～14 日以内	14～30 日以内
参集人数 計	283.5	578.9	620.9	709.6	1048.6	1048.6	1048.6
必要人数 計	523	689.8	849.3	1077.4	1128.2	1075.45	1101.6
過不足数	-239.5	-110.9	-228.4	-367.8	-79.6	-26.85	-53

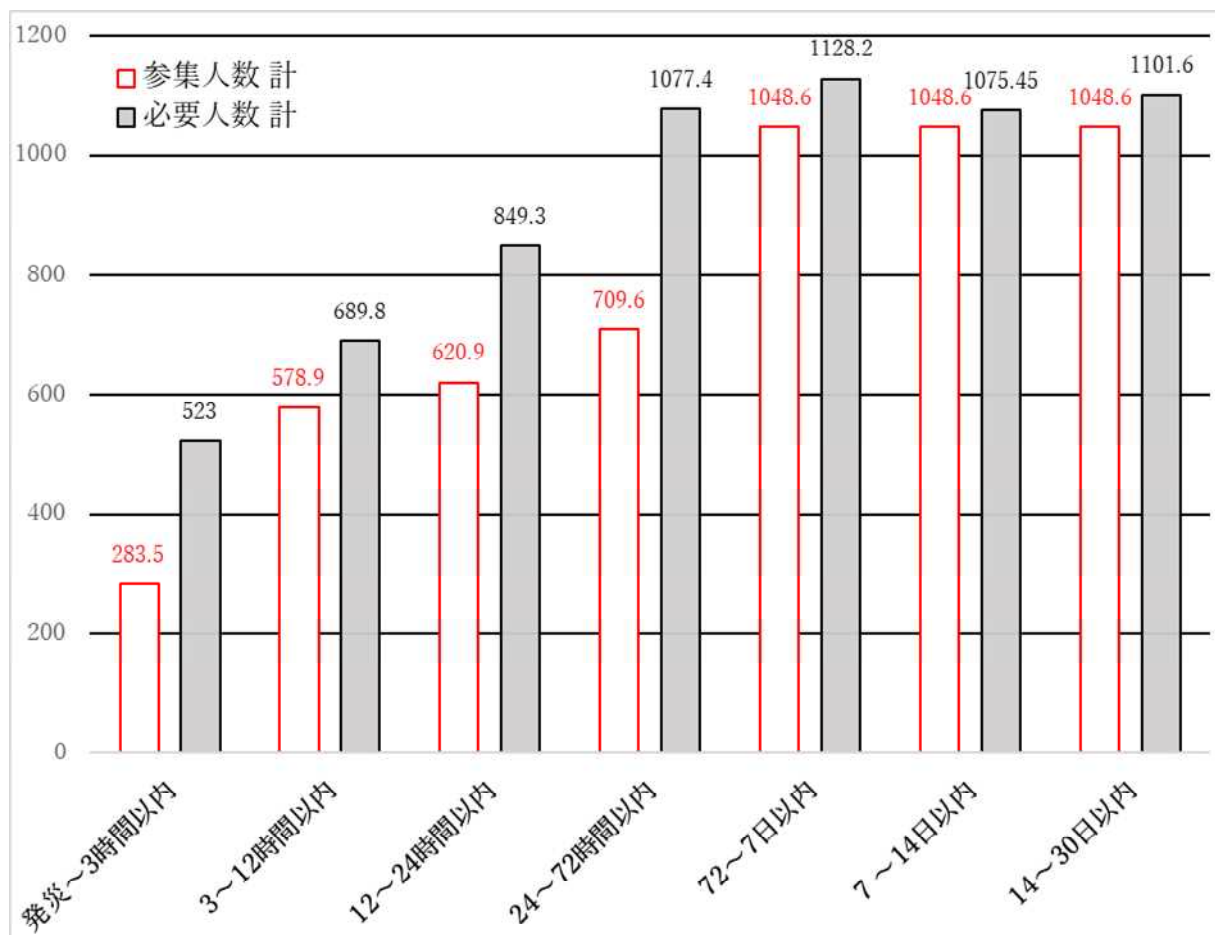


図 5.1.1 職員の参集人数と非常時優先業務に必要な人数

<参考>

職員の交替勤務体制について、参考となる資料を示す。

<ローテーション勤務の考え方>

- 24 時間対応の場合、勤務時間を 3 分割する 3 交代制と、2 分割する 2 交代制とが主として考えられる。
- 勤務時間外の発災の場合など、特に非常時優先業務に従事する職員が少ない発災当初においては、参集時刻が遅い職員を最初の交代要員として指定し、ローテーションを組むなど、従事可能な職員を可能な限り継続的に確保できるように工夫をすることが求められる。
- 発災当初など、夜間であっても対応する業務が多く、従事可能な職員数が少ない場合には、1 日 11 時間勤務で休憩時間 2 時間とするなど、2 班 2 交代制による勤務が考えられる。
- 2 班 2 交代制による勤務は、特に参集職員数の少ない時期に有効であるが、長期にわたり 24 時間対応が必要となることが見込まれる場合には、早期に 4 班 3 交代制に移行するなど、職員の休日についても考慮する必要がある。

【3 交代制勤務の例】

- 正規の勤務時間である 1 日 7 時間 45 分勤務を基に休憩時間を 1 時間とし、4 班 3 交代制による勤務を考えた場合、勤務時間の重複する 45 分間については、引継ぎ時間として確保し、円滑な業務遂行が可能となるよう配慮する必要がある。

図 4 <勤務ローテーション例（3 交代制勤務）>

①	9:00~17:45	
②		17:00~25:45
③		25:00~9:45

※ 公共交通機関が動いているときには、終電の時間を考慮してシフトを組むなど、柔軟に対応することが重要

表 10 <4 班 3 交代制勤務のシフト例>

	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
9:00~17:45	A班	A班	A班	B班	B班	B班	C班	C班	C班	D班	D班	D班	A班	A班
17:00~25:45	B班	B班	C班	C班	C班	D班	D班	D班	A班	A班	A班	B班	B班	B班
25:00~9:45	C班	D班	D班	D班	A班	A班	A班	B班	B班	B班	C班	C班	C班	D班
休日	D班	C班	B班	A班	D班	C班	B班	A班	D班	C班	B班	A班	D班	C班

※ 対応する職員が不足し、休日を考慮したローテーションを組むことが困難な場合であっても、各業務を担当する全職員が、常時対応しなければいけない状況とは限らないため、各業務の特性に応じて、可能な限り交代で休憩が取れるよう、所属長や班長などが配慮することが、長期にわたる災害対応においては重要

出典：「東京都業務継続計画（都政の BCP）（平成 29 年 12 月、東京都）」より抜粋

5.2 庁舎

	概要																
現状	【庁舎等の耐震性】 ・庁舎等は耐震性を確保している。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>庁舎等</th><th>耐震性</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成田市役所</td><td>新耐震</td></tr> <tr> <td>下総支所(保健福祉館下総分館)</td><td>新耐震</td></tr> <tr> <td>大栄支所</td><td>新耐震</td></tr> <tr> <td>水道部（山口配水場）</td><td>新耐震</td></tr> </tbody> </table> 【代替庁舎の特定】 ・災害対策本部は、原則 3 階庁議室（又は 6 階大会議室）に設置するとしている。 ・災害対策本部の代替場所を次のように定めている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th><th>代替場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 順位</td><td>加良部公民館</td></tr> <tr> <td>第 2 順位</td><td>玉造公民館、遠山公民館</td></tr> </tbody> </table>	庁舎等	耐震性	成田市役所	新耐震	下総支所(保健福祉館下総分館)	新耐震	大栄支所	新耐震	水道部（山口配水場）	新耐震	順位	代替場所	第 1 順位	加良部公民館	第 2 順位	玉造公民館、遠山公民館
庁舎等	耐震性																
成田市役所	新耐震																
下総支所(保健福祉館下総分館)	新耐震																
大栄支所	新耐震																
水道部（山口配水場）	新耐震																
順位	代替場所																
第 1 順位	加良部公民館																
第 2 順位	玉造公民館、遠山公民館																
課題	・庁舎等の耐震性は確保しているが、想定以上の地震、火災等の影響により、庁舎等が使用困難となる可能性があるため、代替施設を確保しておく必要がある。 ・庁舎等の応急危険度判定を行う体制を検討しておく必要がある。 ・地震発生直後に、建物管理者等が緊急かつ応急的に建物の使用可否を判断するための体制、安全確認方法を定める必要がある。 ・対策本部の代替場所での活動を具体的に検討しておく必要がある。																
対策の方向性	【協定締結による代替施設の確保】 ・庁舎等が使用不能になった場合に備えて、施設提供に係る災害時協力協定の締結を検討する。 【庁舎等の安全確認手順の整備】 ・庁舎等の応急危険度判定を行う体制、役割分担、優先順位等を検討し、必要に応じて検討結果を反映したマニュアル等を作成する。 ・「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」（平成 27 年 2 月 内閣府（防災担当））を参考に関係所管による緊急点検に係る体制を確立する。 【代替場所での活動の具体化】 ・代替場所への移転手順、スペースの具体的な使用方法、必要資機材等を検討しておく必要がある。																

5.3 執務環境

	概要
現状	・ 庁舎等の什器備品、ガラスの地震対策を検討中。
課題	・ 来庁者や職員等の人的被害を減らすために執務環境の地震対策を実施する必要がある。 ・ 発災時の来庁者の避難施設への誘導體制、庁舎のセキュリティ対策を検討しておく必要がある。
対策の方向性	【各種耐震対策の実施】 ・ 次の地震対策の検討を進める。 - キャビネット、ロッカー等の大型什器等の転倒防止対策、扉の開放対策 - ガラスの落下・飛散防止対策 - 天井の落下危険度把握、落下防止対策 等 ・ パソコン等の端末、コピー機等においても、落下・移動防止対策等を実施し、業務継続が可能となるようにする。 【来庁者の避難施設への誘導體制の検討】 ・ 時間内発災における、来庁者の近隣の避難施設への誘導手順や担当を検討する。

5.4 電力

	概要									
現 状	【非常用発電機の設置場所、能力、燃料等】 庁舎等には、次の通り非常用発電機を設置している。									
	<table><tr><th>発電機設置場所</th><th>能力</th><th>燃料等</th></tr><tr><td>成田市役所 地下2階発電機室</td><td>500KVA</td><td>A重油 3,000 リットル、 毎時 300 リットル使用</td></tr><tr><td>水道部（山口配水場） 地下</td><td>400KVA</td><td>A重油 1,900 リットル、 毎時 200 リットル使用</td></tr></table>	発電機設置場所	能力	燃料等	成田市役所 地下2階発電機室	500KVA	A重油 3,000 リットル、 毎時 300 リットル使用	水道部（山口配水場） 地下	400KVA	A重油 1,900 リットル、 毎時 200 リットル使用
	発電機設置場所	能力	燃料等							
	成田市役所 地下2階発電機室	500KVA	A重油 3,000 リットル、 毎時 300 リットル使用							
	水道部（山口配水場） 地下	400KVA	A重油 1,900 リットル、 毎時 200 リットル使用							
【非常用発電機による電力の配分状況】 非常用電力の配分状況は次の通りとなっている。										
<table><tr><th>庁舎等</th><th>非常用電力の配分状況</th></tr><tr><td>成田市役所</td><td>一部の執務室照明・コンセント、電話交換機、電算用電源、防災機器等</td></tr><tr><td>水道部（山口配水場）</td><td>配水場の運転用電源、執務室照明・コンセント、電話交換機等</td></tr></table>	庁舎等	非常用電力の配分状況	成田市役所	一部の執務室照明・コンセント、電話交換機、電算用電源、防災機器等	水道部（山口配水場）	配水場の運転用電源、執務室照明・コンセント、電話交換機等				
庁舎等	非常用電力の配分状況									
成田市役所	一部の執務室照明・コンセント、電話交換機、電算用電源、防災機器等									
水道部（山口配水場）	配水場の運転用電源、執務室照明・コンセント、電話交換機等									
課 題	【燃料の確保】 ・災害時等における長時間の停電においても水道施設の運転を継続するため、成田市農業協同組合・株式会社若葉・有限会社矢沢商事と「石油類燃料の供給に関する協定」を締結している。 ・災害時等における停電発生時においても本庁舎機能の一部を継続するため、株式会社若葉と「停電発生時における A 重油の供給に関する協定」を締結している。									
	・災害時における業務継続に必要な電力の確保が必要である。 ・災害時における非常用発電機の燃料の確保が必要である。（72 時間×300 リットル＝21,600 リットル）									
対 策 の 方 向 性	【非常用電力の供給調整等】 ・庁舎内の非常用発電機の供給箇所の調整（災害対策本部設置場所、重要な機器への供給への優先等）を行う。また分かり易いように、非常用電源に接続したコンセントの色分け等を行う。 【非常用電源の確保】 ・据付型の非常用発電機のほかに、卓上カセットガスを燃料とするガス発電機等の導入を検討する。 【非常用発電機の設置場所の検討】 ・災害時のアクセス、燃料の貯蔵、将来的な増設、浸水対策等の様々な点を考慮して、非常用発電機の設置場所を再検討する。									

5.5 通信

	概要
現状	・衛星携帯電話を消防本部で7台所有。本庁舎は警防課1台、指揮指令課2台。各消防署に1台配備。 ・携帯電話は、危機管理課で5台保有。そのうち2台は災害時優先電話。 ・その他、県防災行政無線、災害時優先電話、MC A無線機、消防通信、簡易携帯無線機あり。
課題	・様々な状況に備えて、多様な通信手段を確保する必要がある。 ・簡易携帯無線機は、通信距離が短いため、離れた拠点との通信に支障を生じない性能を確保する必要がある。 ・災害時通信手段の操作方法の習熟が必要となる。
対策の方向性	【通信手段の確保】 ・災害時通信機器の増設及び適正な配置を検討する。 ・市全域をカバーできる性能（通信距離）の簡易無線機導入を検討する。 【協定の締結】 ・通信手段の多重化のため、電気通信事業者やアマチュア無線団体との災害時協力協定の締結を検討する。 【通信訓練の実施】 ・平時からの災害時通信訓練を継続する。

5.6 防災行政無線

	概要
現状	【防災行政無線の準備状況】 ・親局（市役所4階無線室）バッテリー容量200Ah：約48時間 遠隔制御装置（消防本部設置）バッテリー容量24Ah：約24時間 ・子局のバッテリー容量24Ah：約24時間 ・親局は、本庁舎4階、遠隔制御装置は本庁舎地下2階に設置されている。
課題	・災害時における防災行政無線の運用体制を充実強化する必要がある。 ・地震の影響等により、本庁舎に入館できない場合を想定し、遠隔制御装置の設置場所を検討しておく必要がある。
対策の方向性	・平時からの災害時通信訓練の継続 ・利用方法の習得講習の実施 ・遠隔制御装置の適切な設置場所の検討

5.7 情報システム

	概要
現状	【重要な行政データのバックアップの実施状況】 ・共同利用センターを利用したクラウド方式による行政情報システム及びバックアップシステムの運用を導入済み。 【地震の揺れ、転落・転倒防止対策の実施状況】 ・電子メールシステム、ファイルサーバ、庁内情報システム等は市役所4階に設置し固定対策済み。パソコンは固定していない。 【サーバ等の非常用電源の確保状況】 ・停電後30分間は、市役所地下2階のUPSにて対処可能。その後、非常用発電機が稼働すれば10時間程度電源が確保できる仕組みになっている。 【不具合発生時の対応（関係事業者の対応等）】 ・平日開庁時間は、本市に在住している委託会社社員が対応し、休日等の閉庁時はオンコールにて対応する。
課題	・災害時における業務継続に必要な情報システムを確保する必要がある。 ・システム不具合時に早期復旧する体制を構築する必要がある。 ・情報システム復旧後の管理運用体制を構築する必要がある。
対策の方向性	【非常用電源等の確保、充実】 ・非常用電源及び無停電電源装置の確保、充実 【関係業者との連携強化】 ・システム不具合時の早期復旧に係る関係業者との連携を強化する。

5.8 水・食料等

	概要
現状	【水・食料等の確保状況】 ・成田市役所：受水槽 50 t、高架水槽 10 t がある。 ・市役所、一部の指定避難所に防災井戸を設置している。 ・複数の団体と「災害時における物資供給の協力協定」を締結している。
課題	・災害時における職員の活動に必要な水・食料等を確保する必要がある。 ・勤務の長期化に備え、宿泊に必要な備蓄品が必要である。
対策の方向性	【水・食料の備蓄】 ・職員用の水・食料の備蓄及び保管場所を検討する。（3 日以上） 710 名（参集職員数の推計参照）× 9 食＝6,390 食 710 名（参集職員数の推計参照）× 9 リットル＝6,390 リットル 【宿泊に必要な物品の検討】 ・職員が宿泊する際の必要物品（寝袋、毛布等）及び必要数量について検討する。 【水・食料の確保】 ・3 日目以降の職員用の水・食料等は、既存の災害時協力協定を準用して確保する。

5.9 トイレ

	概要
現状	【トイレの代替手段の確保状況】 ・職員用の簡易トイレ等は確保していない。 ・株式会社アクティオと「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定」（簡易水洗トイレ、発電機等のレンタル機材の提供）を締結している。
課題	・職員の応急対応活動を支えるため、職員用トイレを確保する必要がある。
対策の方向性	【災害用トイレの確保】 ・職員用の簡易トイレの備蓄、マンホールトイレ導入及びそれらの保管場所を検討する。 ・マンホールトイレの利用可能な場所の整備を推進する。 ・職員用のトイレは、既存の災害時協力協定を準用して確保する。

5.10 消耗品（用紙等）

	概要
現状	業務継続に必要となる紙類、筆記用具、コピー機のトナー等の消耗品等は確保していない。
課題	発災時には、物流の回復まで消耗品等の補充が困難になることが想定されるため、一定程度の在庫を確保しておく必要がある。
対策の方向性	【必要な消耗品等の洗い出し・備蓄等の推進】 ・災害対策本部各部、各課において、非常時優先業務の実施に必要となる消耗品等を洗い出し、備蓄を推進する。 【日常備蓄のルール作成】 ・不足が想定される消耗品等については、平時から多めに在庫を確保する（ラゲージングストック方式）ルールを作る。 【協定の締結】 ・災害対策各部、各課共通の消耗品等は、優先的に確保できるように事業者等と災害時協力協定の締結を検討する。

5.11 車両、その他

	概要
現状	・災害時の交通規制に備え、庁用自動車 135 台（令和 3 年 3 月時点）について、災害時の車両の用途を定めて緊急通行車両等の事前届出を行っている（「緊急通行車両等事前届出書」を千葉県公安委員会に提出し、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている）。
課題	・災害時には、輸送・搬送等で車両が不足する可能性があることから、引き続き車両の確保に取り組む必要がある。 ・災害時でも車両用の燃料を確保できる体制を構築しておく必要がある。 ・災害時には、道路不通等により、自動車での移動は制限される恐れがあるため、別の移動手段を確保する必要がある。
対策の方向性	【緊急通行車両の確保】 ・庁用自動車の入替等があった場合は、随時届出を行う。 【自転車等の確保】 ・災害時の職員の移動手段として自転車、バイクの導入を検討する。 【協定の締結】 ・車両を保有する民間事業者（自動車学校、レンタカー事業者等）と災害時協力協定の締結を検討する。 ・自転車商協同組合等と自転車等の供給に係る災害時協力協定の締結を検討する。

第6章 業務継続マネジメントの推進

業務継続計画策定後は、計画の実行性を確認して高めていくために、教育や訓練を繰り返し実施する。特に訓練は、対応力の向上の機会とするだけではなく、点検・是正を行う機会として有効に活用する。

各部課が主体的に行い、危機管理課は各部課の取組み状況を確認して全庁的な取り組みを推進する。

6.1 教育・訓練等

- ・発災時に的確に業務継続を図るために教育を実施し、本計画の内容を職員に周知し、浸透させる。また、各部課が自律的に行動できるように防災に対する当事者意識の喚起と対応力の向上を図る。
- ・総合防災訓練や各部課による個別の訓練等において、本計画の要素を盛り込んだ訓練を必要に応じて実施し、職員の対応能力の向上を図る。

6.2 点検・是正

- ・人事異動等があった場合は、速やかに本計画の更新を行う。
- ・成田市地域防災計画の修正等を踏まえ、必要に応じて、本計画の見直しを行う。
- ・訓練等を通じて計画の実行性等を点検し、把握された問題点等に基づいて、本計画の見直しを行う。
- ・他の被災した地方公共団体での知見等を踏まえて本計画の点検を行う。
- ・実際に災害が発生した場合においても、対応経過等を記録として残し、その後の検証や計画見直しにつなげていく。
- ・非常時優先業務の執行に必要な資源が不足する場合の対策についても、計画的に対策が実施されているか、定期的に対策実施計画の進捗状況を確認し、その進捗を図る。